

平成30年 7月10日

各 位

## 大雨による災害に対する当庫の対応について

日本海信用金庫

この度の大雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。日本海信用金庫（理事長 小川 義弘）では、この度の大雨により被災された皆様を支援するため、下記の取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. ご預金等のお取扱いについて

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認し払戻しに応じます。
- (2) 届出の印鑑がない場合には、拇印を押印していただき払戻しに応じます。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金の期限前払戻しに応じます。
- (4) 汚れた紙幣の引換えに応じます。
- (5) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立てに応じます。
- (6) 手形の不渡処分および電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等について配慮します。
- (7) 国債を紛失された場合には、ご相談に応じます。

#### 2. 相談窓口の設置について

この度の大雨により被災された事業者の皆様、個人の皆様に対するご相談窓口を、全営業店窓口を設置することといたしました。ご相談窓口では、お借入れのご返済についてのご相談や、新たなお借入のご相談等、あらゆるニーズにお応えしてまいります。どうぞお気軽にご相談ください。

### 3. 被災された事業者の皆さまに対するご融資の取扱いについて

被災された事業者の皆さまに対し、「平成 30 年 7 月大雨災害対策資金」の取扱いを開始します。

お取扱期間	○平成 30 年 7 月 10 日から平成 30 年 12 月 28 日
ご利用いただける方	○災害により事業用設備、製品、商品など所有資産に直接被害を受けた事業者 ○災害により売上減少、回収遅延など間接的に損害を受けた事業者
お使いみち	○事業性資金（運転資金・設備資金）
融資形式	○手形貸付または証書貸付
ご融資金額	○5, 000 万円以内
ご融資期間	○10 年以内
ご融資利率	○年 1. 20% 以上（証書貸付の場合は変動金利）
ご返済方法	○手形貸付（6 ヶ月以内、書替は原則不可） ○証書貸付（元金均等・毎月返済、必要に応じて 1 年以内の据え置き可）
連帯保証人	○法人---代表者 1 名 ○個人事業主---事業承継予定者 1 名または配偶者等 1 名
担保	○原則不要

#### 4. 被災された個人の皆さまに対するご融資の取扱いについて

被災された個人の皆さまに対し、「日本海しんきん災害復旧ローン」の取扱いを開始します。

お取扱期間	○平成 30 年 7 月 10 日から平成 30 年 12 月 28 日
ご利用いただける方	○次の要件全てに該当する方 ① このたびの災害により被害を受けた方 ② 当金庫の営業地区内に居住または勤務している方 ③ 申込時の年齢が満 20 歳以上の方 ④ 安定継続した収入がある方 ⑤ 当金庫が貸付を実行して差し支えないと認められる方 ⑥ 一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方
お使いみち	○被災からの生活再建にかかる次の資金 ① 住宅の補修・修繕費用 ② 自動車の修理・買換費用 ③ 家具・家電等の修理・買換費用 ④ 申込人が当金庫から借り入れた当保証基金付個人ローンの借換資金および借換に伴う手数料（①から③のいずれかと合わせた申込に限る） ※事業性資金、個人間売買による購入費用、支払先が申込人またはその配偶者・親・子が営む法人・自営業となる資金、支払済資金についてはご利用できません。
ご融資金額	○500万円以内（1万円単位）
ご融資期間	○3ヶ月以上10年以内（1ヶ月単位、元金据え置き6ヶ月以内）
ご融資利率	○年1.20%（変動金利、保証料年0.25%を含みます）
ご返済方法	○毎月元金均等・元利均等割賦返済 ボーナス月増額返済も可能 ボーナス時の増額返済は融資金額の50%以内でかつ1万円単位
保証会社	○一般社団法人しんきん保証基金
担保	○不要

## 5. 災害義援金のお振込にかかる手数料について

このたびの災害にかかる各種団体等への災害義援金の振込手数料を当庫宛、他行宛にかかわらず、全て無料に対応させていただきます。

### (1) 取扱い開始日

平成30年7月10日（火）以降にお振込の災害義援金を対象とします。

### (2) 対象となるお振込

窓口でのお振込のほか、ATMやインターネットバンキング・モバイルバンキングによるお振込も対象となります。なお、窓口以外によるお振込の場合、システムの都合上、一旦規定の手数料がかかりますが、以下の通りお申し出いただければ、振込手数料をお返しいたします。

#### ① 窓口でのお振込

お振込の際に、災害義援金であることをお申し出ください。

#### ② ATMでのお振込

お振込後、「ご利用明細」をご持参のうえ、窓口にお申し出ください。

#### ③ インターネットバンキング・モバイルバンキングでのお振込

お振込後、「振込日」「振込先」「振込金額」をお控えになり、窓口にお申し出下さい。

#### 【お問い合わせ先】

日本海信用金庫 総務部（担当：荒本）

TEL 0855-22-1851

以上